

## 大津地方裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成17年5月27日(金)午後2時～午後4時30分

### 2 場所

大津地方裁判所小会議室

### 3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

大谷禎男, 大西良孝, 川畑豊明, 玉木昌美, 淵田武彌, 北條ゆかり, 山本真千子

(事務担当者)

有田馨, 新津隆弘, 丸橋俊幸, 前田誠喜, 鞭厚, 村田政邦

### 4 議事

#### ・ 委員の異動について報告

総務課長から, 裁判官委員である重吉孝一郎委員が3月1日付けで退官し, その後任として大津地方裁判所長の大谷禎男委員が, また, 検察官委員の早川幸延委員が4月1日付けで転勤され, その後任として大津地方検察庁検事の山本真千子委員が任命された旨, 報告があった。

#### ・ 新任委員の自己紹介

#### ・ 意見交換(「委員長を選任」について)

発言要旨は別紙第1のとおり

#### ・ 総務課長から, 「他庁での先進的な取組例の紹介」「各地の地家裁委員会の成果」「大津地方裁判所委員会での提案に対する実績報告」「御利用者の声(アンケート)」について説明

説明要旨は別紙2のとおり

アンケートの集計結果は別紙第3のとおり

「ご利用者の声（アンケート）」のひな形は別紙第４のとおり

意見交換の発言要旨は別紙第５のとおり

- ・ 会計課長から，パワーポイントを使用し，サインについての改修及び新設の箇所並びに整備計画案を説明

サイン整備の概要は別紙第６のとおり

意見交換の発言要旨は別紙第７のとおり

- ・ その他

発言要旨は別紙第８のとおり

---

（別紙第１）

発言要旨（委員長の選任について）

（ 委員長代理， 委員， 事務担当者）

規則６条により後任の委員長を選任することになっていきますので，審議のほどよろしくをお願いします。前回もそうでしたが，委員長の選任について，まず，法曹関係者以外の学識経験者から順次意見を承るとというのが慣例となっているようです。

いや，それは慣例とはなっていない。そういうやり方はやめてもらいたい。委員長の人事をどうするかを議論した上で決めるべきであって，個人的に意見を聞いて決めるやり方は筋としておかしいと思う。前はそうされておかしい運営だなと思っていたが，今回は，ぜひそれをやめていただきたい。

慣例と言っているのは，学識経験者の方から意見を伺っていくということです。

個別に意見を聞くという前に，全体で議論をすべきではないかと私は思う。

委員長の選任については，最初の頃と，重吉所長が委員長になったときの２回，ある程度議論ができています。

それは状況が全く違う。いままでの委員会を踏まえた上でどうすべきかということ議論すべきであり，単に個別に意見を聞いて多数決で決めるのは民主的で

はない。

今の意見について意見がありますか。

委員長が3人目だが、最初に所長が委員長になるということについて議論をして、そう決定したのであるから、交替があったとしても新しい所長が委員長をすることについて異論はない。

自分自身が委員長をすると希望されるなら、意見を述べた上で議論を進めたらよいと思う。この委員会は国民の司法に対する意見を聞くということであるから、主人公はあくまで市民委員の方だと思う。運営をどうするのかということも市民委員の先生方が中心になると思う。所長は時期が来て途中途中で替わっていくが、そういう立場の所長が委員長をすることについて、適切かということについては疑問である。少なくとも前回出席して、前回の議論を踏まえて今日の会議を運営するのが望ましい。どうしても裁判官委員が委員長をしなければいけないのであれば、大西委員がするということも考えられるが、できれば前回出席された市民委員の方から委員長をしていただきたい。

他の委員の方、御意見はいかがですか。

前回までは所長が委員長だったわけですね。委員長が誰であろうと、皆さんの意見が反映されればいい訳なので、私は、所長が委員長で結構かと思います。

本来、裁判所がこの委員会に意見を諮問する場合もあるわけだから、確かに中身が議論できればよいということかも知れないが、ものを言いやすい雰囲気にするには市民委員がよい。また、気になることは、何かのテーマがあれば、所長がすぐに裁判所の立場で答弁をするという状況になっている。

所長が3人も替わったのは申し訳ない。私は当初からの議事録をよく読んで参加しているし、委員長といえども自由な意見交換のための司会役である。また、委員長は、毎回出席する必要があり、市民委員には負担が大きい。富越前々委員、重吉前委員が既に説明されており、その繰り返しとなるが、委員会で裁判所の実情を説明することが多々あるので、裁判所の実情に明るい委員が良いと思われる

し、事務局に指示をして裁判所の実情を知って頂くための資料を提供することや委員会の準備を進めること等も考慮すると所長が委員長になる方がスムーズかと思う。この委員会が、ざっくばらんに話そうということであるから、委員長が誰かにこだわる必要はないと考える。

国民の意見を聞く場で、なぜ所長が委員長をしなくてはいけないか疑問である。司会進行役と言うことなら、誰でもいいこととなる。

そうではない。

今日の議論を進めるについては、準備とかは問題とならない。今日を最後とするのか、もう一度市民委員の任期中に開催するのか、市民委員を再任するのかなどが問題となることから、今回は、委員長が毎回出席する必要があるということも妥当しないことになるのではないか。

委員長が毎回出席する必要があるということは妥当するのではないか。

7月末日に任期が満了する多くの市民委員を改選すれば、新たなメンバーで誰が委員長になるか決めることになるのではないのか。

それは、将来の委員長のあり方についてのことであり、今回だけの問題ではないのではないか。

委員が交替すれば、新たな委員の互選で、新たな委員長を決めるのではないのか。

必ずしもそうではないのではないか。一旦互選で委員長に選ばれたら、特に問題がない限りは任期中は委員長であると考えている。ただ、新たな委員の間で、それを考え直そうということになればそのときに協議して決めればいいことで、今、将来の委員長のことをとやかくは言えないのではないか。

今回、委員長になれば、学識経験者委員が交替してもずっと委員長を務めると考えているのか。

私はそう考えている。しかし、次の委員の考えで、替わった方がいいということになればそれはそれでよいと考えている。

他の委員の方の御意見はどうか。

委員になった最初の頃は、委員会に出ること自体に不慣れだったが、回を重ねる毎に慣れてきたので、今では、民間の委員でも委員長は務まるとは思う。むしろ会議の進行は民間の方が慣れている。それと、この場を意義のあるものとするためには委員の中から出た意見で進むべきところ、どちらかということと裁判所の内容で引っ張られてきたように思うので、それで所期の目的を達したのかという思いはある。

市民委員で受ける人がいるかどうか。最初の委員会の時、他の委員さんと委員会の位置付けがよく分からないと話した覚えがある。研究会でも2箇月に1回はあるのに、年に2、3回しかないこの委員会では、市民委員が委員長をするまでには至っていないと思う。今のところは所長にお願いして、残りの時間に知恵をしばっていきたい。

最初に所長にしてもらうと決めたのだから、所長でよい。2期目の委員長は、2期目の委員で決めればよいと思う。

所長という立場で決めたのではなく、一委員として委員長に決めたのである。

今回は、大谷委員が立候補されているわけですが。

立候補されているのですか。私は、2人の市民委員を推薦する。

それでは候補者が3人ということになりました。

私は辞退します。所長がよいと思う。

今回は所長でよい。

2期目の委員長は2期目の委員が決めればよいと思う。

では、委員長は大谷委員ということになりました。

---

(別紙第2)

第1 先進的な取組について

1 オンライン申立

期日の指定及び変更の申立てについて、インターネットによる申請を札幌地裁で実験中

保管金（裁判上の手続費用）の納付について、インターネットを通じてネットバンキングや A T Mからの電子納付を最高裁等東京周辺の裁判所で実施中

## 2 支払督促についてのオンライン申立

今年の4月1日に施行された民訴法の一部改正により、支払督促のオンライン申立てが制度上可能となった。

平成17年度中に東京簡易裁判所で稼働を開始する予定で準備作業中

オンライン申立てが可能な事件は、貸金、立替金、通信料請求等となる予定

手続費用はネットバンキングや ATMによる電子納付が可能になる予定

事件の進行状況がオンラインで随時確認可能になる予定

## 3 B I Tシステム

ブロードキャスト・インフォメーション・オブ・トリセット・システムといい、裁判所の不動産競売物件の情報サイト（近畿では大阪と和歌山地裁で実施中）

種別（土地、戸建て、マンションなど）

最低売却価格（いくらからいくらの間など）

物件の所在地（大阪市北区など）

交通（J R東海道沿線など）

他に入札日などの条件を選んで希望に添う物件を探せるようになっている。

## 4 小学生の絵の展示

旭川地裁で、平成15年7月から小学校から絵を借用して裁判所の廊下に展示している。

裁判所の雰囲気や和むという効果に加えて、小学生には絵を描くときの張り合いにもなり、小学生の家族に対する広報効果も期待できるのではないかと。

## 5 震災時の写真展

神戸地裁で、ロビーを利用して阪神淡路大震災時の同地裁に関する写真展を実施

施し，新聞記事にもなった。

## 6 裁判員制度の広報用キャッチフレーズの募集

賞金を用意して裁判員制度の広報用キャッチフレーズの募集をしている。

## 7 当庁において，学生を対象とした裁判傍聴や模擬裁判，出前講義等を積極的に実施した。

## 第2 各地家裁委員会での成果（アンダーライン部分以外は当委員会での成果でもある。）

### 1 H P に関するもの

アクセスカウンタの設置（最高裁への働きかけで全国的に設置された。）

表記の改善（活字の工夫や画像の多用）

内容の充実（鮮度に注意し，お知らせコーナーで法廷傍聴等の様子を画像で紹介）

### 2 職員の意識改革等

委員会の議事録要旨の回覧（当庁では庁内H P で公開）

当事者対応に関する研修（アンケートでの意見についてはその都度伝達）

裁判員制度に関する研修（今後も適宜実施予定）

### 3 調停委員の意識改革等

当事者対応に関する研修（アンケートでの意見についてはその都度伝達）

裁判員制度の研修（所長が実施）

地裁委員（報道記者）を講師にした研修（大阪地裁）

当事者を30分以上待たせるときの連絡の励行（奈良家裁）

### 4 利用者アンケートの実施

現在は当庁と神戸家裁（過去に大阪地裁が実施）

### 5 積極広報

出張講義（滋賀大附属中学，ロータリークラブ，彦根の河瀬中学） 各種裁判

手続説明会（当庁では家事模擬調停） 模擬調停などを撮影したビデオの活用（検

討中) パンフレットスタンドの設置自治体への協力依頼(パンフレットの備置き, 広報紙への掲載) 広報用パンフ等の独自作成(法律豆知識, メモ用紙, ティッシュペーパー, バンドエイド, ミニカレンダー(奈良), クリアファイル(大阪高裁)等) マスコミへの協力依頼(所長インタビュー(NHK, BBC), 所長就任記者会見, アンケート実施の紹介(NHK), 裁判傍聴ツアーの紹介(BBC)等)

## 6 受付窓口関係の改善

受付センターの設置(利用者の利便性を考えてできる限り1階に集約)

後見関係の手続案内パンフレットの改定, 同手続の案内ビデオの放映, 同申立書式のセット化及び同セットの関係機関への配布(大阪家裁)

## 7 施設の改善関係

案内表示(サイン)の改善

点字ブロック, 転落防止柵, ベビーシート(トイレ内)の設置

---

(別紙第3)

### アンケートの集計

1 集計期間 平成17年4月1日から5月23日まで

2 アンケート回収枚数 10枚

回収場所の内訳 1階 1枚

2階 6枚

3階 3枚

4階 0枚

3 アンケート内容

・ 来庁理由

ア 手続相談 1件

イ 裁判等の申立 5件



- ウ 裁判等への出席 3 件
- エ 裁判の傍聴 0 件
- オ 競売物件の閲覧 0 件
- カ その他（不明） 1 件

カで理由の記載があったものは、なし。

- ・ 用務先

- ア 簡易裁判所 4 件
- イ 地方裁判所 0 件
- ウ 家庭裁判所 4 件
- エ 調停室等 2 件

- ・ 用務先のわかりやすさ

- ア わかりやすかった 2 件
- イ 普通 4 件
- ウ わかりにくかった 4 件

ウで理由の記載があったもの 1 件（調停室のある 2 階で回収）：3 階にも調停室があったから。

- ・ 施設で利用しにくいところ

- ア ある 4 件

理由：大津駅からの表示がない。2 階の待合いにパンフレット等がない。  
各階に喫煙場所がない。

- イ ない 6 件

- ・ 職員の対応

- ア 調停委員又は家庭裁判所調査官「よかった。わかりやすかった。普通。」  
7 件
- イ 裁判官「言葉遣いが悪い。わかりやすさは普通。」 1 件
- ウ 職名不明「不親切でえらそう。見下げたよう。わかりにくかった。」 2 件

・ 回答者

ア 性別 男性3名 女性5名 回答なし2名

イ 年齢層 20代4名 30代3名 40代2名 回答なし1名

・ その他

ア 受付がお昼に閉まっている。

(回答)当庁では、職員の勤務時間の関係で、昼休みは当番制で必ず残り、昼休みでも対応する体制をとっております。何分、昼休中で職員の数も少なかったため、休み中で対応してもらえないと思われたのかもしれませんが。

イ 売店がお昼に閉まっている。

(回答)売店の職員は、裁判所職員ではありませんので、苦情があったことは業者に伝えました。

---

(別紙第4)

## ご利用者の声(アンケート)

- 大津地方・家庭裁判所 -

皆様のご意見を参考に、利用しやすい裁判所に努めさせていただきますので、アンケートにご協力をお願いします(当てはまる項目を で囲んでください。)

なお、このアンケートで事件に対する不服申立等はできませんので、ご注意願います。

### 1 裁判所へ来られたご用件は何ですか。

ア 手続の相談    イ 裁判・調停の申立て    ウ 裁判・調停への出席    エ 裁判の傍聴  
オ 競売物件の閲覧    カ その他( )

### 2 どちらにご用がありましたか。

ア 簡易裁判所(受付センター・民事書記官室・刑事書記官室)  
イ 地方裁判所(受付センター・民事書記官室・刑事書記官室)  
ウ 家庭裁判所(受付相談・家事書記官室・少年書記官室・家事調査官室・少年調査官室)



( 委員長代理 , 委員 , 事務担当者 )

総務課長からの報告に関して御意見 , 御質問があればどうぞ。

1 階の回収箱は目立たない。また , 1 階の案内表示について , 競売物件閲覧室の案内はよく分かるが , 交通事故の出頭者への案内はもっと目立つようにすべきである。

交通関係の案内板は , 事件を実施している当日には分かりやすい位置に移動させるようにしております。

先ほど説明を受けた中で , 調停で呼び出した当事者を 30 分以上待たせる場合には , 声を掛けるとあったが , どういうことか理解できなかった。

調停の場合は , 当事者の一方から交代で話を聞くことが多いため , 例えば申立人から話を聞くのに 1 時間かかったとした場合 , その間 , 相手方は待合室で待たされているので , 調停委員会は一方だけに時間を掛けて聞いているなどと , 不信感を醸成することにもなりかねないことから , 30 分を目安に声を掛けるようにするという事です。

アンケートが 2 箇月で 10 件ということだが , 手続 , 申立て , 手続相談等で来庁した人の数は集計しているのか。

1 階の総合受付と , 家事手続相談ではカウントしています。

申立てに来られた人や裁判等への出席者にはアンケートは渡しているのか。

積極的には渡していません。

今後 , 検討の余地はあると考えています。

1 階のアンケートの設置場所が分かりにくかった。

入って直ぐ目に付く位置にあるのか。

目に付きにくいと思いますので , 検討したい。

アンケートについては , NHK だけが取材に来たようだが , 各社に声を掛けたのか。

声は掛けました。所長の就任記者会見時や , その後の取材時にも話しましたが ,

新聞には掲載されませんでした。質問はあったのですが、記事にはならなかったということです。

記者が若くて、意味が分かっていないのかも知れない。

記者側に問題があると思う。

会社で取り組んだ社会貢献活動を記事にしてくれたことがあった。公共施設を綺麗にしようということで、社員、その家族を400人程集めた。記者にもその熱意が伝わったようだ。新聞社に対し、掲載してもらえよう熱意を持って働きかけることが必要ではないか。

案内は、各社に渡したのか。

幹事社に渡しました。

全社に渡すべきである。

アンケートに職員の名前に関する意見があったが、名札は付けても良いのではないか。

氏名を公開すると調停委員の自宅に電話をしてこられるケースもあり、ケースバイケースかも知れない。

市役所では名札を付けている。

特に刑事裁判においては、デリケートな問題が起こりえます。

逆の意味で、良い例の意味で言ったつもりです。少なくとも職名くらいは言うべきではないか。

調停の席では職名を言うようにしています。

アンケートを作成するときに地家裁委員からも意見を聞かれたと思うが、委員の意見をどのように生かされたか聞きたい。

4名の委員から意見をいただいて、質問の表現方法やレイアウトについての意見、また、職員の対応のところ、具体的に裁判官や調停委員、書記官等に区別して回答がもらえるよう提案があり、いずれも取り入れさせていただきました。

---

( 別紙第 6 )

### サイン整備の概要

- 1 2 階から 5 階までのエレベーター前と各階の東西両階段を上りきったところに大きな見やすいカラー表示のサインを設けた。
- 2 エレベータの中の上部に大きな文字の館内案内用サインと，更に操作ボタンの横に縦型のわかりやすい館内案内用サインを設置
- 3 階段の上り下りの起点及び階段の踊り場に，点字ブロックを設置
- 4 階段の手すりの一部を安全に使用できるよう改修
- 5 障害を持った方の負担を減らすため，トイレに手すりを設置
- 6 地下 1 階と 1 階の両方に行き来のわかりやすいサインを設けた。
- 7 地下 1 階の入口を自動扉にし，入口階段の横を車いすでも通れるようスロープを設置して，バリアフリーにした。
- 8 前面道路の歩行者からよく見えるように，正面門扉横のコンクリートの上に裁判所（大津地方裁判所・大津家庭裁判所・大津簡易裁判所・大津検察審査会）の庁名表示板を設置した。
- 9 裏門門扉横に，8 と同じ内容の庁名表示板を設置
- 10 正面駐車場と裏側駐車場の往来箇所に，どちらにも駐車場があることが分かるようにサインを設置
- 11 裏の駐車場から 1 階当直室へ行く階段に「夜間受付」のサインを設置
- 12 1 階ロビーについては，受付センターの開設も終わり，利用者にとってわかりやすいサインを，委員会での意見も参考にして，設置する予定である。設置場所としては，守衛ボックスの後部壁面とエレベータ横を考えている。
- 13 庁舎入口（正面玄関，法廷側出入口，地下 1 階の 2 箇所の出入口）については，自立型（スタンド式）サインを設置することを考えている。

---

( 別紙第 7 )

発言要旨（「庁舎案内板（サイン）」について）

（委員長，委員，事務担当者）

前回までに貴重な意見をいただき，それも踏まえて今回実施済みのサインについて，会計課長から，説明させていただきましたが，皆さんのご意見を伺いたい。

1階ロビーに緑が少ないと思う。

1階ロビーが雑然とした印象である。気軽に打合せをする雰囲気になくなった。外見の重厚さと中へ入ったときの感じの落差が大きい。

サインは良いものができたと思う。1階ロビーの整備ができたらもっと良くなると思う。

1階総合受付への入口が狭いと思う。

1階ロビーが開放的でないと感じた。

1階は照明の明るさも関係があるかもしれない。

総合受付への入口については，受付番号の発券機があるので，人の流れを1つにする必要から入口が狭くなりました。まだ改善の余地はあると思います。

正門のところの道路からよく見える裁判所の案内板は大変良いと思う。

これからは，英語，中国語，スペイン語の3カ国語の案内も必要かもしれない。

正門の案内には，英語表示があってもいいと思う。

1階ロビーの長いすのソファが向かい合わせになっていて，窮屈な印象を受ける。長いすに1組でも人がいて話をしていると，他の人が座りにくい。

確かに，長いすに他の人がいたら座れない印象がある。レイアウトについては，いつ頃までに結論が必要なのか。

最終的なレイアウトは予算が付く秋頃かと思っています。

意見を出すのに現在の平面図がもらえればと思う。

お送りするようにします。

発言要旨（その他について）

（ 委員長 ， 委員 ， 事務担当者 ）

更に何か御意見はありませんか。

任期は7月末までということだが、それまでにもう一回委員会を開催するのか。この2年間のまとめが必要ではないのか。委員の再任、改選についても地裁委員会としてどうしていくのか検討すべきではないか。

今から7月末までにもう一回というのは、事務局の負担等から難しいと考えます。これまでのまとめは整理して書面で御報告したいと思います。

スタートは地家裁合同開催だったから、まとめも地家裁合同というのも考えられる。

家裁委員会の方はまとめの書面をお送りすることになっております。もう一回開催するのは難しいと考えておりますが、検討させていただきます。いずれにしても、まとめについてはきっちりと報告させていただきます。他の委員の方はいかがでしょうか。

準備はもっと気軽に考えても良いのではないかと。きっちりしすぎだと思う。私も会議は2箇月に1度くらいあってもいいと思う。もう一度開催する方向で考えてほしい。

御意見は伺いました。ただ、元々、委員会の開催回数は、基本的には年に2回から3回程度と考えられていました。

委員会でそのように決めたのですか。

制度として、裁判所としてはそのように考えています。

回数は委員会で決めるものですね。

そうですね。

委員の再任、改選についても委員会で検討すべきではないのか。

それについては裁判所の専権に任せて頂きたいと思います。ただ、広く国民の意見を聞くということから設置された委員会ですので、この趣旨を御理解いただ



きたいと思います。

全員が替わるのか。

任期が来た方は全員ということですか。

委員会の意見は聞かないのか。

聞かせていただきます。

裁判員の議論がこれからなのに、また新たな委員で零からはじめるというのはどうか。半数を入れ替えることも考えられるが。

それは考えられますが、スタートして2年足らずの制度であるので、当面は広く多くの方から意見をいただきたいと考えている。また、お忙しい方に委員をお願いをしていることもありますので。

市民委員の方の意見も聞きたい。

市民委員を若干名残してはどうか。

私は、忙しいということもあり、卒業させて頂きたい。

次期委員の選考については、どう考えておられるのか。

固定しないように、広い方面にお願いしたいと考えております。

新しい方面へという考えがあるのか。

その方が自然だと考えております。

委員の選考については、裁判所の専権事項だから裁判所が決めればよいと思います。

私は、委員の依頼を受けたときに、学部長から正教員を出して欲しいと言われて引き受け、公務のように思っていた。今では、一市民として出ているということが分かったが、最初に、委員の立場をきっちりと説明して依頼するべきである。

広くという意味では理解できた。ただ、私もこの委員会の趣旨をよく説明して依頼するべきだと感じている。

多くの貴重な御意見をありがとうございました。今後の裁判所の運営に反映させていきたいと考えております。2年間大変ありがとうございました。